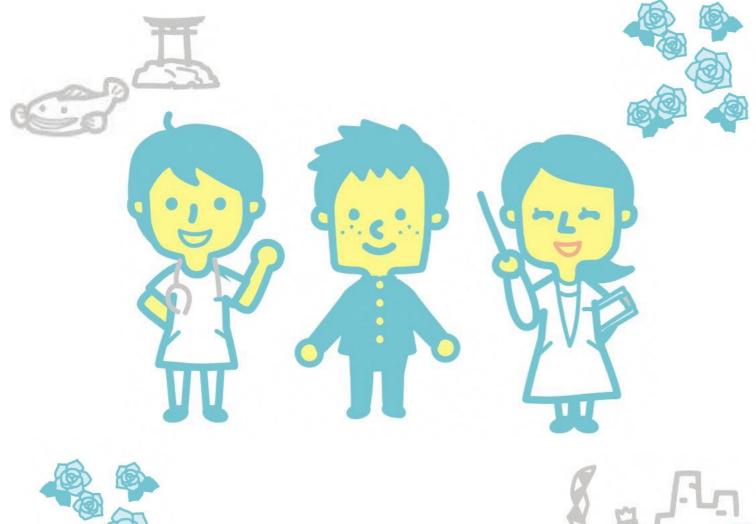
茨城県海外対象医師修学研修資金 貸与制度ガイドブック

《令和7年度以降入学者向け》



令和7年(2025年)5月



茨城県保健医療部医療局 医療人材課医師確保グループ

修学研修資金の貸与を受ける皆さんへ

(必ず読んでください)

- このガイドブックは、令和7年度以降入学者向けのガイドブックです。
- ①修学研修資金の制度概要、②大学在学中(修学資金を借り受けている期間) の手続き、③国内医師免許取得後、貸付金の返還が免除されるまでの手続き 等について記載してありますので、大切に保管して活用してください。
- 今後、手続き等に変更があった場合には、その都度お知らせしますので、必ずファイルに保管するなどして、紛失しないようにご留意ください。
- 修学研修資金の貸与を受けた皆さんは、在学中及び卒業後の定められた期間 内において、各種届出を行う義務があります。諸手続きは、期日を必ず守って ください。
- 修学研修資金の目的や返還免除については、次のとおりですが、詳しくはこのガイドブックの中に記載してありますので、確認してください。
 - ·修学研修資金貸与制度の目的

この制度は、将来県内医療機関等に勤務しようとする方に対し、その修学に必要な資金の貸付けを行い、地域医療を担う医師の養成及び確保を図ろうとするものです。

・修学研修資金の返還免除について

修学研修資金は、国内医師免許を取得後直ちに、知事が指定する県内の 医療機関等に定められた期間従事した場合に返還が免除されます。免除の 要件は、15ページを参照してください。要件に合致しない場合は、貸与した 修学研修資金の額に所定の利子を加えた額を一括で返還していただくこと になります。

・手続きについて不明な点がある場合には下記あてお問い合わせください。

茨城県保健医療部医療局医療人材課医師確保グループ 〒310-8555 水戸市笠原町978番6

電 話 029-301-3191(直通)

E-mail i.doctor@pref.ibaraki.lg.jp

目 次

1 用語説明

2	修学資金・研修資金の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3	貸与申請について ・・・・・・・・・・・・・・・ 貸与申請に必要な書類	5
4	在学中の異動と届出について ・・・・・・・・・ 定期的な届出、異動があった際の届出	7
5	研修資金貸与に係る実習先について ・・・・・・・ 実習先、実習の内容	9
6	キャリア形成について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
7	マッチングについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
8	修学研修資金の返還猶予等について ・・・・・・・ 猶予、認定専門研修	13
9	修学研修資金の返還免除要件等について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
10	修学研修資金の返還について ・・・・・・・・・ 返還事由及び具体例、返還方法	18

1 用語説明

<用語の説明>

このガイドブックで使用している用語について、ご説明します。

〇 医療機関

病院、診療所及び保健所をいいます。

〇 医師不足地域

医師の不足によりその確保が必要な地域として知事が定める地域をいいます。 医師不足地域は、入学時点ではなく、臨床研修開始時点のものが適用されます。

〇 茨城県地域医療支援センター

県では、県内への医師の定着促進と地域偏在の解消を図るため、茨城県海外対象医師修学研修資金貸与条例及び茨城県医師修学資金貸与条例並びに茨城県地域医療医師修学資金貸与条例に定める修学資金の貸与を受けている医学生及び卒業した医師等に対するキャリア形成支援等を行うため、平成24年4月に本センターを設置しました。高校生・医学生・医師の各段階に応じた医師確保対策を実施しています。

O キャリアコーディネーター

茨城県地域医療支援センターの医師スタッフ。医学生・若手医師のキャリア形成支援、相談・助言を行います。

〇 修学生

茨城県海外対象医師修学研修資金貸与条例に定める修学資金の貸与を受けている医学生等をいいます。

〇 研修生

茨城県海外対象医師修学研修資金貸与条例に定める研修資金の貸与を受けている日本の医師国家試験受験予定者をいいます。

〇 修学生医師

茨城県海外対象医師修学研修資金貸与条例に定める修学資金等の貸与を受け、 従事義務を履行中の医師をいいます。

〇 指定実習医療機関

医師の業務に従事するために必要な知識及び技能を習得するための実習を受けるための、知事が指定する医療機関をいいます(条例第4条第2項第2号)。

〇 指定従事医療機関

あらかじめ知事が指定する医療機関であって、臨床研修の修了及び修学研修 資金等の返還の債務の履行の猶予を受けている期間の終了に当たり、知事が地 域における医師の育成及び確保の状況等に応じ修学研修生ごとに指定する医療 機関をいいます(条例第12条第3項第7号)。

〇 認定専門研修

臨床研修修了後、専門的な知識及び技術を修得するために受ける研修のうち、 県外の医療機関を実施場所とするものであって、地域医療の充実に必要な研修 として知事が認定したものをいいます(条例第 13 条第 2 号)。

2 修学資金・研修資金の概要

この修学研修資金は、将来、県内の医療機関において、医師の業務に従事しようという意思のもと、海外の医科大学に在学する方に対して貸与するものです。日本の医師免許を取得後直ちに、知事の指定する医療機関で貸与を受けた期間(研修資金の貸与を受けた場合は、1年加算)の1.5倍に相当する期間(最低3年。臨床研修期間を含む。)を医師として勤務した場合に、返還を免除します(臨床研修修了後に勤務期間の1/2以上(最低1年)の期間は医師不足地域※内に勤務する必要があります。)。

※ 入学時点での医師不足地域ではなく、臨床研修開始時点での医師不足地域が 適用されます。

項目	海外対象医師修学研修資金貸与制度
14. F 45.	修学資金:月20万円 (年240万円/6年計1,440万円)
貸与額	研修資金:年150万円(一括支払い)
	・修学資金
貸与期間	正規の修学期間(最大6年間)※予備コースは含まない
A 7/11/10	・研修資金
	県内医療機関で実習を開始したとき
臨床研修先	県内医療機関に限る
勤務先の決定	茨城県(修学生の希望等を聞き従事する医療機関を個別に指定)
	貸与を受けた期間(研修資金の貸与を受けた場合は1年加算)の
	1.5倍に相当する期間(臨床研修期間を含む。)を知事が指定する医
	療機関で勤務。
	ただし、当該期間が3年未満の場合は3年、9年を超える場合は
返還免除	9年とする。
	また、臨床研修修了後に当該期間の 1/2 以上(最低 1 年、最大 4.5
	年)を医師不足地域で勤務。
	〈例〉(修学資金6年+研修資金1年)×1.5 = 10.5> <u>9年</u>
	うち臨床研修修了後に 4.5 年以上医師不足地域で勤務
利息	年 10%
	・修学資金 月額 20 万円
返場姫の目はつ	1,440万円+利息約430万円=約1,900万円
返還額の見込み	・研修資金 年額 150 万円
	150 万円+利息約 8 万円=約 158 万円

	1 茨城県海外対象医師修学研修資金貸与条例及び茨城県海外対象
	医師修学研修資金貸与条例施行規則の規定を遵守すること。
	2 学業に専念するとともに、地域医療支援センターが開催する研
	修会、個別面談などの支援事業に参加すること。
義務	3 日本の医師免許取得後は、医師不足地域内における医療機関及
	び医師において中核的な役割を担う医療機関の中から知事が指
	定する医療機関において、茨城県海外対象医師修学研修資金貸与
	条例に規定する指定期間、医師として従事すること。
	4 本制度から正当な理由なく離脱しないこと。

3 貸与申請について

〇 貸与決定及び契約締結までの流れ

申請者から必要書類の提出があった後、県で審査を行い、修学研修資金貸与 決定通知書(様式第 3 号)又は修学資金貸与不承認決定通知書(様式第 4 号)にて 通知します。

修学研修資金の貸与決定後、修学研修資金の貸与契約を行います。<u>修学資金の貸与契約は年度ごととなっております</u>ので、在学中毎年度、契約更新の手続きが必要になります。

〇提出が必要な書類

- ①修学資金(下線は、初回の貸与時のほか、毎年度4月に提出が必要な書類)
 - (1) 修学研修資金貸与申請書
 - (2) 応募理由書
 - (3) 外国医学課程に在籍していること及びその期間を証する書類 (貸与を受ける年度に発行したもの)
 - (4) 外国医学課程の履修した科目の単位修得を証する書類 (貸与を受ける年度に発行したもの)
 - (5) 高等学校等の卒業証明書 (新1年生のみ提出)
 - (6) 面接票
 - (7) 誓約書
 - (8) 茨城県海外対象医師修学研修資金推薦書※ ※国内に所在する医科大学事務局が作成したもの、または最終学歴で卒業した大学、高校等が所定の様式にて作成したもの
 - (9) 修学資金貸与契約書4部
 - (10) 連帯保証人2名分の印鑑登録証明書(発行後3ヶ月以内のもの)
 - (11) 口座振替依頼書
 - (12) 医師修学資金貸与制度チェックシート
 - (13) 連絡先確認書

②研修資金

- (1) 修学研修資金貸与申請書
- (2) 応募理由書
- (3) 外国医学課程の履修した科目の単位修得を証する書類
- (4) 外国の医学校をを卒業したことを証する書類
- (5) 外国医師免許を受けたことを証する書類
- (6) 面接票
- (7) 誓約書
- (8) 修学資金貸与契約書4部
- (9) 連帯保証人 2 名分の印鑑登録証明書(発行後 3 ヶ月以内のもの)
- (10) 口座振替依頼書
- (11) 連絡先確認書

〇 修学研修資金の貸与時期

修学資金は、年2回に分けて貸与する予定です。

継続貸与者は4月~8月分を5月末に、9月~3月分を10月末に一括して支払い予定です。新規貸与者は、9月~3月分を10月末に一括して支払いを予定しています。なお、貸与開始時期は、在学している海外の医科大学によって異なります。

研修資金は、県内医療機関で実習を開始したときに貸与する予定です。年額 一括で貸与します。

一貸与申請 Q&A—

Q1 連帯保証人の要件を教えてください。

- A1 保証人は、日本国内に居住している方に限ります。また、保証人と なる2名は、原則、生計が別でなければなりません。
- Q2 申請書類に誤った記載をしてしまいました。修正の方法を教えてく ださい。
- A2 いずれの書類も、記入を誤った場合には、修正液等を使用せずに、 見え消しにより訂正のうえ訂正印を押印してください。
- Q3 修学資金等の振り込みはいつごろ行われますか。
- A3 毎年 5 月及び 10 月の月末を予定しています。(月末が銀行の休業日の場合は、直前の営業日に振り込みます。)
- Q4 振込口座の名義は、修学生本人以外でもいいのでしょうか。
- A4 修学生本人の口座に限ります。
- Q5 推薦書は、どのように作成すれば良いのでしょうか。また、提出は 必須ですか。
- A5 日本国内に事務局がある外国の医科大学へ進学された場合には、所 定の様式で、事務局に作成をお願いしてください。

それ以外の方は、最終学歴の大学、高校等の担当教官等に作成をお願いしてください。

推薦書の提出は必須ではありませんが、貸与に係る面接審査の際、 人物考査の材料にさせていただきます。

4 在学中の異動と届出について

〇 大学在学中の届出

以下の事項に該当するときは、直ちにその旨を届け出てください。

- ·連帯保証人変更届(様式第6号)
- ・氏名又は住所を変更したとき(様式第27号)
- ・退学し、又は退学の処分を受けたとき(様式第22号)
- ・修学資金の貸与を受けることを辞退したとき(様式第23号)
- ・休学し、若しくは停学の処分を受けたとき、又は留年したとき(様式第 24 号)
- ・復学したとき(様式第25号)

〇 修学資金の貸与の停止

- (1)休学又は停学(条例 11 条第 1 項)
 - ①休学又は停学の処分を受けたときは、修学資金の貸与を停止します。
 - ②停止する期間は、休学又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から 復学した日の属する月までの間です。
- (2) 留年(条例第 11 条第 2 項) 留年したときは、留年した期間、修学資金の貸与を停止します。

O 修学資金の貸与の保留(条例第 11 条第 3 項)

県が学業成績表及び健康診断書の提出を求めた場合に、正当な理由なく提出しなかった場合には、修学資金の貸与を一時留めておくことがあります。

一申請・届出Q&A—

- Q1 結婚等により本籍、住所又は姓が変わりました。どのような手続き が必要ですか。
- A1 住所及び姓が変わったときは「氏名(住所)変更届(様式第 27 号)」で届け出てください。住所等の変更については間違いを防止するため、電話での受付をしていません。

なお、本籍だけを変更した場合の届出は不要です。

Q2 提出書類に不備があった場合はどうなりますか。

A2 提出書類等に不備がある場合は担当から手紙や電話、メール等で確認をさせていただきますので、その指示に従ってください。

なお、手紙や電話、メール等は修学生本人あてにいたしますが、どうしても連絡がつかない場合やその後の書類の提出がない場合などは連帯保証人に連絡をすることがあります。

Q3 休学しましたが、この後どうすればよいか教えてください。

A3 休学届を提出してください。(様式第 24 号) 休学期間中は修学資金の貸与を停止します。停学・留年の場合も同様です。

<留年した場合のイメージ>

	貸与期間(6年間)							
1 年生	2 年生	3年生	3年生(留年)	4年生	5 年生	6 年生		
貸与	貸与	貸与	貸与停止	貸与	貸与	貸与		

Q4 成績証明書や在学証明書はいつ提出すればいいですか。

A4 継続貸与者の方は、4月の貸与申請の際、提出いただきますが、進級が決まる時期(7月~8月)に状況確認を実施します。

5 研修資金貸与に係る実習先について

〇 実習先

外国の医学校を卒業し、外国医師免許を得た後、研修資金の貸与を受ける方は、県内医療機関において、必要な知識及び技能を習得するための実習を受けることが要件になっています。指定実習医療機関は、県から医療機関へ受入可否の調査を実施し、その結果を踏まえて当該年度の指定実習医療機関を決定します。

〇 実習の内容

各医療機関によって異なりますが、指導医による指導や診療カンファレンス 実習、e ラーニングなど日本の医師国家試験受験対策を考慮した実習となってい ます。

─研修資金に係る実習先Q&A─

Q1 実習先は具体的にどのような医療機関がありますか。

A1 毎年度、県内の臨床研修病院を中心に受入可否の調査を実施し、当該年度の指定実習医療機関を決定しています。結果は募集要項と一緒にホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。

Q2 医療機関ごとに受けられる受験対策が知りたいです。

A2 医療機関への受入可否の調査の際、医師国家試験受験対策の内容も 回答いただいています。結果一覧を募集要項と一緒にホームページに 掲載しておりますので、ご確認ください。

6 キャリア形成について

〇 キャリア形成卒前支援プラン及びキャリア形成プログラムの適用について

地域医療センターでは、地域医療や将来の職業選択に対する意識の涵養を図り地域医療に貢献するキャリアを描けるように支援をすることを目的として、「キャリア形成卒前支援プラン」を策定しています。修学生は、大学在学中はこのキャリア形成卒前支援プランの適用を受け、セミナーや個別面談などの支援事業に参加していただきます。

また、医師免許取得後,地域医療支援センターの策定したキャリア形成プログラムの中から、臨床研修修了時を目安に具体的なコースを選択することとなります。当該プログラムにおける各コースのうち、実際に当該対象医師が派遣される医療機関は、各プログラム責任者と相談の上、本人の希望を最大限尊重しつつ決定し、毎年度地域医療対策協議会に報告します。

〇 在学中のイメージ

1年生	2 年生	3年生	4年生	5年生	6年生
				マッチン	マッチン
	個別面談	・相談等 		グの説明	グ
	1年生	1 年生 2 年生 個別面談			個別面談・相談等

○ 卒後の勤務イメージ (地域内:医師不足地域、地域外:医師不足地域外)

区分	1年目	2年目	3 年 目	4年目	5 年目	6年目	7年目	8年目	9年目
修学生	臨床	研修	専門研修			サブスペシャリティ研修			
医師	地填	成内	地垣	成外	地域内	#	也域外	ţ	也域内

※ キャリア形成プログラムは、地域医療支援センターホームページ等で公開しています。なお、プログラムの新設又は変更の際には、修学生の意見を聴取します。

―キャリア形成・マッチング Q&A―

Q1 キャリア形成卒前支援プランとは何ですか。

A1 地域医療や将来の職業選択に対する意識の涵養を図り、地域医療に 貢献するキャリアを描けるように支援をすることを目的として策定す る計画です。例年夏と春に1回ずつ実施する病院見学を中心としたセ ミナーや、年末に全修学生・修学生医師等が集まり交流する「修学生 の集い」などを実施しています。

入学の際に誓約書を提出いただいている参加必須のセミナーとなっておりますが、セミナー開催時に海外にいる等の理由により、やむを得ず欠席をする場合は、レポートを提出いただきます。セミナー等への参加状況やレポートの提出状況については、臨床研修のマッチング時に医療機関へ情報提供されることとなっています。

Q2 キャリア形成プログラムとは何ですか。

A2 修学生医師の診療科や就業先となる医療機関等の希望を最大限尊重 しつつ作成する、今後勤務する医療機関の派遣計画です。 なお、実際に当該対象医師が派遣される医療機関は、各プログラム 責任者と相談の上、決定します。

Q3 地域医療対策協議会とは何ですか。

A3 都道府県における医師確保対策の具体的な実施に係る関係者間の協議・調整を行う場です。都道府県は地域医療対策協議会での決定に基づき、地域医療支援事務を行います。

7 マッチングについて

海外の医科大学を卒業し、日本の医師免許を取得する予定の修学研修生も、医師臨床研修マッチング協議会により行われるマッチングの手続きに従って、臨床研修先を決定していただきます。マッチングの前に、個別に医師臨床研修マッチング協議会にメールで、参加登録に必要な手続きを行ってください。詳しくは医師臨床研修マッチング協議会のホームページを確認してください。

スケジュール

6月~7月 参加登録用 ID・パスワードの発行手続き

6月上旬~ マッチング参加登録開始

8月上旬 マッチング参加登録締切

9月中旬~ 希望順位登録受付開始

9月下旬 希望順位登録中間公表前締切 → 日本の医学生と同様の流れ

9月下旬 中間公表

10 月上旬 希望順位登録最終締切

10月下旬 マッチング結果公表

―キャリア形成・マッチング Q&A―

Q1 医師臨床研修マッチング協議会への参加登録は必要ですか。

A1 マッチング協議会への参加登録を行わない場合、マッチングへの参加はできません。なお、参加登録は、マッチング協議会の Web ページから修学研修生自身が行う必要があります。

ID 及びパスワードの発行手続きを Web ページからマッチング協議会に問合せ、発行された後、必ず登録期限までに登録してください。

Q2 地域医療対策協議会とは何ですか。

A2 都道府県における医師確保対策の具体的な実施に係る関係者間の協議・調整を行う場です。都道府県は地域医療対策協議会での決定に基づき、地域医療支援事務を行います。

8 修学研修資金の返還猶予等について

〇 修学研修資金返還の猶予

(1)返還の猶予の考え方

返還の事由が生じた場合には、その日から 1 月以内に修学研修資金に利子を加えて一括で返還することとなりますが、次の場合には、一定の期間、返還が猶予されます。また、その事由がなくなり、再び医師として従事する場合には従事義務の履行期間が再開されます((1)及び(5)を除く)。

なお、返還の猶予を受けている期間は、返還免除に係る従事義務の履行期間には算入されません。

(2)返還が猶予される場合

事由	猶予期間	根拠条文・申請様式
(1)修学資金の貸与契約が解除され た後、引き続き外国の大学の医 学を履修する課程に在学してい るとき	外国の大学の医学 を履修する課程に 在学している期間	第 13 条第 1 号 様式第 14 号
(2)県外で認定専門研修を受けてい る場合	知事が必要と認めた期間 (概ね3年程度)	第 13 条第 2 号 様式第 10 号
(3)大学院の医学を履修する課程に 在学している場合 ※医療機関への勤務の形態に応じ、 猶予を適用するかどうかを判断	大学院に在学する 期間	第 13 条第 3 号 様式第 14 号
(4)県内の医療の充実に必要な医師 の育成及び確保のため特に必要 であると認められる場合	知事が必要と認めた期間	第 13 条第 4 項 様式第 14 号
(5)災害、疾病その他やむを得ない 事由により修学資金を返還する ことが困難な場合	知事が必要と認めた期間	第 13 条第 5 項 様式第 14 号

〇 認定専門研修について

- (1) 臨床研修修了後、専門的な知識及び技術を修得するために受ける「認定専門研修」として、県外医療機関を実施場所とする研修を、知事が必要と認めた期間で受けることができます。この場合、県外での勤務期間は従事期間に算入しない(猶予扱い)こととします。
- (2) 認定専門研修を受けるためには、研修開始の6月前までに知事に申請を行い、認定を受けることが必要です。

(3) 認定専門研修が認められない場合

認定専門研修は、「県内の医療の充実に必要な研修」であることが前提であるため、認定専門研修の実施後に県内での従事義務が発生しない時期(従事義務履行の最終年)に認定専門研修を実施することは認められません。

一返還猶予等 Q&A—

- Q1 医師になってから海外留学はできますか。
- A1 できます。修学研修資金返還猶予申請書(様式第14号)を県に提出し、 県の承認を受けることで、知事が必要と認めた期間は修学研修資金の返 還を猶予することができます。
- Q2 事故や病気でしばらく医師として働けません。修学研修資金を返還しなければならないのでしょうか。
- A2 修学研修資金の返還を猶予できる可能性があります。修学研修資金 返還猶予申請書(様式第 14 号)及び働けない理由を証明する書類(診断 書等)を県に提出し、県の承認を受けることで、知事が必要と認めた期 間は修学研修資金の返還を猶予することができます。

9 修学研修資金の返還免除要件等について

〇 修学研修資金返還の免除

返還が免除となる場合

(1) 返還債務の当然免除

修学生が次の①~③のいずれかに該当する場合は、修学研修資金の返還が免除されます。

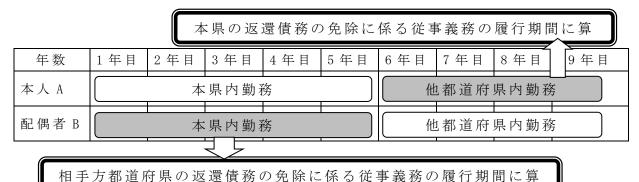
- ① 次にア及びイに該当する場合(条例第14条第1項第1号)
 - ア 日本の医師免許を取得後、県内の医療機関において臨床研修を受け、 引き続き指定従事医療機関等で医師の業務に従事すること。
 - イ 次の(a)と(b)の期間が、貸与を受けた期間の1.5倍の期間に達したときであって、(a)の期間終了後、(b)の期間で(a)と(b)を合算した期間の1/2以上の期間を医師不足地域における医療機関で従事すること。
 - (a) 臨床研修の修了に要した期間(当該期間が2年を超える場合に あっては2年)
 - (b) 指定従事期間医療機関等での従事期間

【修学資金6年間と研修資金の貸与を受けた場合の例】

1年目	2年目	3 年 目	4年目	5 年 目	6年目	7年目	8年目	9年目
a								
臨床研修		b						
※修了に要した期間が2年を超える場合にあっ						師の業務し 期間は医師		1域)
ては2年								

- ② 他都道府県の修学生との婚姻による特例を受ける場合であって、次のア〜ウのすべてに該当する場合(条例第14条第1項第2号)
- ア 修学生が、他県修学資金の貸与を受けている者と婚姻し、いわゆる結婚 協定にもとづく指定従事医療機関及び他県の指定医療機関に勤務する期間 の指定を受けていること。
- イ 医師の免許を取得した後直ちに県内の医療機関又は他県の医療機関において臨床研修を受け、当該臨床研修の修了後、引き続き、指定期間を指定 従事医療機関及び他県の指定医療機関において医師の業務に従事したこ と。
- ウ (a) (臨床研修の修了に要した期間) + (b) (指定従事医療機関又は他 県の指定医療機関において指定期間を医師の業務に従事した期間)の期間 が修学資金の貸与を受けた期間の1.5倍の期間に達したときであって、
 - (a) の期間修了後、(a) + (b) の期間を合算した期間の 1/2 以上の期間を医師不足地域における医療機関において従事したとき。

(例) 茨城県の修学生 A と他都道府県の修学生 B が結婚する場合



- ③ ①の場合における a と b を合計した期間中又は義務期間中に、業務上の事由による死亡又は業務に起因する心身の故障により医師業務の従事等ができなくなったとき。
- (2) 返還債務の裁量免除

次のいずれかに該当するときは、修学資金の返還の債務の全部又は一部 を免除する場合があります。(条例第 15 条)

- ① 修学生が災害、死亡、疾病その他やむを得ない事由により医師業務の 従事等ができなくなったとき。
- ② その他特に必要があると認めるとき。

〇 提出が必要な書類

- (1) 返還債務の当然免除
 - ·修学研修資金返還当然免除事由発生届(様式第 17 号)
 - ・業務従事証明書(様式第18号)
- (2) 返還債務の裁量免除
 - ·修学研修資金返還裁量免除申請書(様式第 21 号)
 - ・裁量免除に該当することを証する書類

〇 卒業後に従事する医療機関

外国の医科大学を卒業し、外国医師免許取得後、日本の医師免許を取得して 県内の医療機関で勤務していただきます。

一返還免除要件 Q&A—

Q1 修学資金を6年間借りた場合の従事期間は何年ですか。

A1 修学資金の返還免除を受けるために必要となる従事期間は、貸与期間の 1.5 倍のため 9 年となります。

貸与期間とは、修学資金と研修資金(貸与期間は1年とみなします)の合算した期間を指し、1.5倍した期間が9年を超える場合は9年、3年未満の場合は3年の従事期間となります。

- Q2 医師免許取得後の臨床研修は、希望する病院で行うことができます か。
- A2 医師免許取得後 2 年間の臨床研修は、県内の臨床研修病院で行っていただきます。詳細は「6 キャリア形成」「7 マッチングについて」を参照してください。
- Q3 全額免除に必要な期間を県内の医療機関において業務に従事しました。その後の手続きはどうすればいいですか。
- A3 修学研修資金返還当然免除事由発生届(様式第17号)などの必要書類を提出してください。該当する時期に県から手続きについて連絡します。修学研修資金返還免除事由発生届が提出された場合は、内容を審査し、その結果、免除を承認できる場合は修学資金返還免除認定(承認)通知書(様式第19号)を送付します。

Q4 業務に従事していた期間は何で確認しますか。

- A4 従事した医療機関等の長が証する業務従事証明書(様式第 18 号)で従事期間を確認します。
- Q5 病気や事故等で医師として働けなくなった場合は、返還債務の免除 に該当しますか。
- A5 病気や事故等が業務に起因する場合は返還債務の当然免除に該当します。また、当該免除の事由が業務に起因しない場合でも返還債務の裁量免除に該当する可能性があります。

10 修学研修資金の返還について

〇 修学研修資金の返還

(1) 修学資金の返還が必要な場合

以下の返還事由に該当する場合には、修学資金に利息を加えた額を返還していただきます。

<返還事由と具体例>

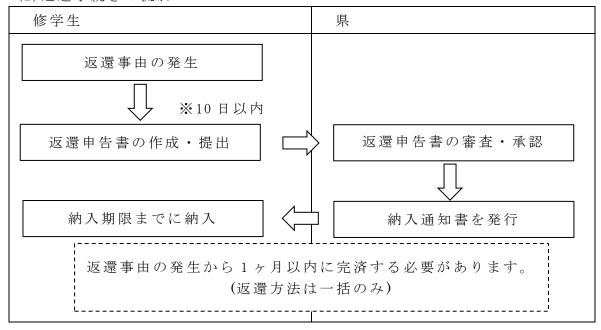
汽油单中	目从周
返還事由	具体例
(1)契約解除	①退学したとき
【条例第 12 条第 1 項第 1 号】	②事故等で心身を故障し、修学継続の見
【条例第9条】	込がなくなったとき
	③学業成績が著しく低下したとき
	④本人が貸与を辞退したとき
	⑤死亡したとき など
(2)外国医師免許が取得できなかっ	外国の医学校を卒業した後に外国医師免
たとき	許を得る場合にあって、医師免許が取得
【条例第 12 条第 1 項第 2 号】	できなかったとき(医師国家試験等の受
	験が必要な場合は、2回まで受験可能)
	①心身の故障のため臨床実習を継続する
するとき	見込みがなくなったとき
【条例第 12 条第 2 項第 1 号】	②臨床実習における評価が著しく不良に
【条例第 12 条第 2 項第 2 号】	なったと認められるとき
	3. 4 1 2 gd / 3 11 3 C
(4)外国の医学校を卒業した後、死	・外国の医学校を卒業した後、死亡したと
亡したとき	き (第 14 条第 1 項第 2 号及び第 15 条
【条例第 12 条第 3 項第 1 号】	に該当する場合を除く)
(5)外国医師免許取得後、直ちに日	・外国医師免許を取得し、帰国後、当該年
本の医師国家試験受験のための	度に厚生労働省から医師法第 11 条第 3
認定を受けなかったとき	号の認定を受けなかったとき
【条例第 12 条第 3 項第 2 号】	
(6)外国の医学校を卒業した後、国	・日本で医師の業務に従事する意思がな
内医師国家試験を受ける見込み	くなったとき
がなくなったと認められるとき	
【条例第 12 条第 3 項第 3 号】	
(7)日本の医師国家試験受験のため	・厚生労働省から医師法第 11 条第 3 号の
の認定を受けた後、遅滞なく日	認定を受けた後、日本の医師国家試験
本の医師国家試験を受験しなか	を受験しなかったとき(医師国家試験
ったとき	は、2回まで受験可能)
【条例第 12 条第 3 項第 4 号】	

 (8)日本の医師免許取得後、直ちに 県内の医療機関において、臨床 研修を開始しなかったとき 【条例第 12 条第 3 項第 5 号】 (9)県内の医療機関で臨床研修を修 丁しなかったとき 【条例第 12 条第 3 項第 6 号】 (10)臨床研修後、県内で知事が指定する医療機関で勤務しなかったとき 【条例第 12 条第 3 項第 7、8 号】 (11)臨床研修後、医師不足地域での 従事期間が、貸与を受けた場合は1年加算)の3/2に相当する期間の1/2未満 【条例第 12 条第 3 項第 9 号】 (12)結婚協定が履行されなかったとき 【条例第 12 条第 3 項第 10 号】 (13)日本の医師免許取得後、医師業務の従事等ができなくなったとき 【条例第 12 条第 3 項第 11 号】 (14)外国の医学校を卒業した後、修 学研修資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったとき 【条例第 12 条第 3 項第 12 号】 (14)外国の医学校を卒業した後、修 学研修資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったとき 【条例第 12 条第 3 項第 12 号】 		
研修を開始しなかったとき 【条例第 12 条第 3 項第 5 号】 (9) 県内の医療機関で臨床研修を修了しなかったとき 【条例第 12 条第 3 項第 6 号】 (10) 臨床研修後、県内で知事が指定する医療機関で断務したとき・現内で知事が指定する医療機関で医師の業務にたとき・知事が指定する医療機関で医師の業務にだ事しなかった、又は従事しなくなったとき・知事間が、貸与を受けた期間(研修資金の貸与を受けた場合は1 年加算)の 3/2 に相当する期間の 1/2 未満【条例第 12 条第 3 項第 9 号】 (12) 結婚協定が履行されなかったとき 【条例第 12 条第 3 項第 10 号】 (13) 日本の医師免許取得後、医師業務の従事等ができなくなったとき 【条例第 12 条第 3 項第 11 号】 (14) 外国の医学校を卒業した後、修学研修資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったとき	(8)日本の医師免許取得後、直ちに	・日本の医師免許を取得した翌年度から
【条例第 12 条第 3 項第 5 号】 (9) 県内の医療機関で臨床研修を修了しなかったとき 【条例第 12 条第 3 項第 6 号】 (10) 臨床研修後、県内で知事が指定する医療機関で勤務したとき・県内で知事が指定する医療機関以外で数務したとき・場内で知事が指定する医療機関の野務したとき・場所でとき・知事が指定する医療機関で医師の業務に従事しなかった、又は従事しなくなったとき・知事間が、貸与を受けた場合は1 年加算)の 3/2 に相当する期間の 1/2 未満【条例第 12 条第 3 項第 9 号】 (12) 結婚協定が履行されなかったとき 【条例第 12 条第 3 項第 10 号】 (13) 日本の医師免許取得後、医師業務の従事等ができなくなったとき 【条例第 12 条第 3 項第 11 号】 (14) 外国の医学校を卒業した後、修学研修資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったとき	県内の医療機関において、臨床	県内の医療機関で、臨床研修を開始し
(9) 県内の医療機関で臨床研修を修了しなかったとき 【条例第 12 条第 3 項第 6 号】 (10) 臨床研修後、県内で知事が指定する医療機関で勤務しなかったとき 【条例第 12 条第 3 項第 7、8 号】 (11) 臨床研修後、医師不足地域での後事期間が、貸与を受けた場合は1 年加算)の3/2 に相当する期間の1/2 未満【条例第 12 条第 3 項第 9 号】 (12) 結婚協定が履行されなかったとき 【条例第 12 条第 3 項第 10 号】 (13) 日本の医師免許取得後、医師業務の従事等ができなくなったとき【条例第 12 条第 3 項第 11 号】 (14) 外国の医学校を卒業した後、修学研修資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったとき	研修を開始しなかったとき	なかったとき
【条例第 12 条第 3 項第 6 号】 (10) 臨床研修後、県内で知事が指定 する医療機関で勤務しなかった とき 【条例第 12 条第 3 項第 7、8 号】 (11) 臨床研修後、医師不足地域での 従事期間が、貸与を受けた期間 (研修資金の貸与を受けた場合は 1 年加算)の 3/2 に相当する 期間の 1/2 未満 【条例第 12 条第 3 項第 9 号】 (12) 結婚協定が履行されなかったとき 【条例第 12 条第 3 項第 10 号】 (13) 日本の医師免許取得後、医師業務の従事等ができなくなったとき 【条例第 12 条第 3 項第 11 号】 (14) 外国の医学校を卒業した後、修学研修資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったとき	【条例第 12 条第 3 項第 5 号】	
【条例第 12 条第 3 項第 6 号】 (10)臨床研修後、県内で知事が指定 する医療機関で勤務しなかった とき 【条例第 12 条第 3 項第 7、8 号】 (11)臨床研修後、医師不足地域での 従事期間が、貸与を受けた期間 (研修資金の貸与を受けた場合は 1 年加算)の 3/2に相当する 期間の 1/2 未満 【条例第 12 条第 3 項第 9 号】 (12)結婚協定が履行されなかったとき 【条例第 12 条第 3 項第 10 号】 (13)日本の医師免許取得後、医師業務の従事等ができなくなったとき 【条例第 12 条第 3 項第 11 号】 (14)外国の医学校を卒業した後、修学研修資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったとき	(9)県内の医療機関で臨床研修を修	・臨床研修を県外の医療機関で修了した
 (10) 臨床研修後、県内で知事が指定する医療機関で勤務しなかったとき 【条例第 12 条第 3 項第 7、8 号】 ・県内で知事が指定する医療機関で医師の業務に従事しなかった、又は従事しなくなったとき (11) 臨床研修後、医師不足地域での従事期間が、貸与を受けた期間(研修資金の貸与を受けた場合は1年加算)の3/2に相当する期間の1/2 未満【条例第 12 条第 3 項第 9 号】 (12) 結婚協定が履行されなかったとき【条例第 12 条第 3 項第 10 号】 (13) 日本の医師免許取得後、医師業務の従事等ができなくなったとき【条例第 12 条第 3 項第 11 号】 (14) 外国の医学校を卒業した後、修学研修資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったとき 	了しなかったとき	とき
・県内で知事が指定する医療機関以外で ・ とき 【条例第 12 条第 3 項第 7、8 号】 ・知事が指定する医療機関で医師の業務 に従事しなかった、又は従事しなくなったとき ・ 臨床研修後、医師不足地域内での医療機 関での勤務期間が、貸与期間の 3/2 のう ち、1/2 に達しないとき ・ 1/2 に達しないとき ・ 2/3 で、1/2 に達しないとき ・ 3/4 で、1/2 に達しないとき ・ 5/4 で、1/2 に達しないとき ・ 5/4 で、1/2 に達しないとき ・ 6/4 で、1/2 に達しないとき ・ 6/4 で、1/2 に達しないとき ・ 7/4 で、1/2 に達しないとき ・ 6/4 で、1/2 に達しないとき ・ 6/4 で、1/2 に達しないとき ・ 7/4 で、1/2 に達しないとき ・ 6/4 で、1/2 に達しないとき ・ 6/4 で、1/2 に達しないとき ・ 7/4 で、1/2 に達しないとき ・ 6/4 で、1/2 に達しないとき ・ 7/4 で、1/2 に達しないとき ・ 6/4 で、1/2 に達しないとき	【条例第 12 条第 3 項第 6 号】	
とき 【条例第 12 条第 3 項第 7、8 号】 ・知事が指定する医療機関で医師の業務に従事しなかった、又は従事しなくなったとき (11) 臨床研修後、医師不足地域での従事期間が、貸与期間の 3/2 のうち、1/2 に達しないとき ・臨床研修後、医師不足地域内での医療機関での勤務期間が、貸与期間の 3/2 のうち、1/2 に達しないとき は 1 年加算)の 3/2 に相当する期間の 1/2 未満【条例第 12 条第 3 項第 9 号】 (12) 結婚協定が履行されなかったとき 【条例第 12 条第 3 項第 10 号】 (13) 日本の医師免許取得後、医師業務の従事等ができなくなったとき 【条例第 12 条第 3 項第 11 号】 (14) 外国の医学校を卒業した後、修学研修資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったとき	(10)臨床研修後、県内で知事が指定	・県外の医療機関で勤務したとき
【条例第 12 条第 3 項第 7、8 号】 ・知事が指定する医療機関で医師の業務に従事しなかった、又は従事しなくなったとき (11) 臨床研修後、医師不足地域での従事期間が、貸与を受けた期間(研修資金の貸与を受けた場合は1 年加算)の 3/2 に相当する期間の 1/2 未満 【条例第 12 条第 3 項第 9 号】 (12) 結婚協定が履行されなかったとき 【条例第 12 条第 3 項第 10 号】 (13) 日本の医師免許取得後、医師業務の従事等ができなくなったとき【条例第 12 条第 3 項第 11 号】 (14) 外国の医学校を卒業した後、修学研修資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったとき	する医療機関で勤務しなかった	・県内で知事が指定する医療機関以外で
(11) 臨床研修後、医師不足地域での	とき	勤務したとき
(11) 臨床研修後、医師不足地域での 従事期間が、貸与を受けた期間 (研修資金の貸与を受けた場合 は1年加算)の3/2に相当する 期間の1/2未満 【条例第12条第3項第9号】 (12)結婚協定が履行されなかったとき 【条例第12条第3項第10号】 (13)日本の医師免許取得後、医師業 務の従事等ができなくなったとき 【条例第12条第3項第11号】 (14)外国の医学校を卒業した後、修 学研修資金の貸与の目的を達成 する見込みがなくなったとき	【条例第 12 条第 3 項第 7、8 号】	・知事が指定する医療機関で医師の業務
(11) 臨床研修後、医師不足地域での 従事期間が、貸与を受けた期間 (研修資金の貸与を受けた場合 は 1 年加算) の 3/2 に相当する 期間の 1/2 未満 【条例第 12 条第 3 項第 9 号】 (12) 結婚協定が履行されなかったとき 【条例第 12 条第 3 項第 10 号】 (13) 日本の医師免許取得後、医師業 務の従事等ができなくなったとき 【条例第 12 条第 3 項第 11 号】 (14) 外国の医学校を卒業した後、修 学研修資金の貸与の目的を達成 する見込みがなくなったとき		に従事しなかった、又は従事しなくなっ
従事期間が、貸与を受けた期間 (研修資金の貸与を受けた場合 は1年加算)の3/2に相当する 期間の1/2未満 【条例第12条第3項第9号】 (12)結婚協定が履行されなかったと き 【条例第12条第3項第10号】 (13)日本の医師免許取得後、医師業 務の従事等ができなくなったと き 【条例第12条第3項第11号】 (14)外国の医学校を卒業した後、修 学研修資金の貸与の目的を達成 する見込みがなくなったとき		たとき
(研修資金の貸与を受けた場合は1年加算)の3/2に相当する期間の1/2未満 【条例第12条第3項第9号】 (12)結婚協定が履行されなかったとき 【条例第12条第3項第10号】 (13)日本の医師免許取得後、医師業務の従事等ができなくなったとき 【条例第12条第3項第11号】 (14)外国の医学校を卒業した後、修学研修資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったとき	(11)臨床研修後、医師不足地域での	・臨床研修後、医師不足地域内での医療機
は 1 年加算)の 3/2 に相当する 期間の 1/2 未満 【条例第 12 条第 3 項第 9 号】 (12)結婚協定が履行されなかったとき 者 【条例第 12 条第 3 項第 10 号】 (13)日本の医師免許取得後、医師業務の従事等ができなくなったとき 者の従事等ができなくなったとき 【条例第 12 条第 3 項第 11 号】 (14)外国の医学校を卒業した後、修学研修資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったとき	従事期間が、貸与を受けた期間	関での勤務期間が、貸与期間の 3/2 のう
期間の 1/2 未満 【条例第 12 条第 3 項第 9 号】 (12)結婚協定が履行されなかったとき 【条例第 12 条第 3 項第 10 号】 (13)日本の医師免許取得後、医師業務の従事等ができなくなったときを 者の従事等ができなくなったときをした後、修学研修資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったとき	(研修資金の貸与を受けた場合	ち、1/2 に達しないとき
【条例第 12 条第 3 項第 9 号】 (12)結婚協定が履行されなかったとき 【条例第 12 条第 3 項第 10 号】 (13)日本の医師免許取得後、医師業務の従事等ができなくなったときを 【条例第 12 条第 3 項第 11 号】 (14)外国の医学校を卒業した後、修学研修資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったとき	は1年加算)の3/2に相当する	
 (12)結婚協定が履行されなかったとき 【条例第 12 条第 3 項第 10 号】 (13)日本の医師免許取得後、医師業務の従事等ができなくなったとき 【条例第 12 条第 3 項第 11 号】 (14)外国の医学校を卒業した後、修学研修資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったとき 	期間の 1/2 未満	
き 【条例第 12 条第 3 項第 10 号】 (13) 日本の医師免許取得後、医師業務の従事等ができなくなったときを表の従事等ができなくなったときを表別第 11 号】 (14) 外国の医学校を卒業した後、修学研修資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったとき	【条例第 12 条第 3 項第 9 号】	
【条例第 12 条第 3 項第 10 号】 (13) 日本の医師免許取得後、医師業務の従事等ができなくなったとき 【条例第 12 条第 3 項第 11 号】 (14) 外国の医学校を卒業した後、修学研修資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったとき	(12)結婚協定が履行されなかったと	
(13)日本の医師免許取得後、医師業務の従事等ができなくなったときでいること又は医師の業務に従事できなくなったとき「条例第 12 条第 3 項第 11 号」 (14)外国の医学校を卒業した後、修学研修資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったとき	き	
務の従事等ができなくなったと き 【条例第 12 条第 3 項第 11 号】 (14) 外国の医学校を卒業した後、修 学研修資金の貸与の目的を達成 する見込みがなくなったとき	【条例第 12 条第 3 項第 10 号】	
き 【条例第 12 条第 3 項第 11 号】 (14)外国の医学校を卒業した後、修 学研修資金の貸与の目的を達成 する見込みがなくなったとき	(13)日本の医師免許取得後、医師業	・死亡又は心身の故障により臨床研修を
【条例第 12 条第 3 項第 11 号】 (14) 外国の医学校を卒業した後、修 ・県の医療機関で勤務する意思がなくな ったとき ったとき	務の従事等ができなくなったと	受けること又は医師の業務に従事できな
(14) 外国の医学校を卒業した後、修 学研修資金の貸与の目的を達成 する見込みがなくなったとき	き	くなったとき
学研修資金の貸与の目的を達成 ったとき する見込みがなくなったとき	【条例第 12 条第 3 項第 11 号】	
する見込みがなくなったとき	(14)外国の医学校を卒業した後、修	・県の医療機関で勤務する意思がなくな
	学研修資金の貸与の目的を達成	ったとき
【条例第 12 条第 3 項第 12 号】	する見込みがなくなったとき	
	【条例第 12 条第 3 項第 12 号】	

2 修学研修資金の返還方法

(1) 返還事由が生じた場合には、返還事由が生じた日から起算して、1月以内に貸与した修学資金の全額に利息を加えた額を返還していただきます。

(2)返還手続きの流れ



(3)返還金額

修学資金 月額 20 万円 年間 1,440 万円+利息約 430 万円=約 1,900 万円 研修資金 年間 150 万円+利息約 8 万円=約 158 万円 計 2,058 万円

- ※修学資金6年間分と研修資金の貸与を受けた場合の例です。
- ※納入期限までに修学資金が返還されない場合には、別途、延滞利息が加算されます。

—修学資金の返環 Q&A—

- Q1 在学中に契約を解除されましたが、すぐに修学資金を返還する必要がありますか。
- A1 在学中は返還の猶予を受けることができます。その場合は、修学研修 資金返還猶予申請書(様式第 14 号)を県に提出し、県の承認を受けてく ださい。修学研修資金返還猶予の承認を受けた場合は、卒業後返還して いただきます。

なお、猶予を受けずに即座に返還することも可能です。

- Q2 返還事由が生じた後、いつまでに修学資金を返還する必要がありますか。
- A2 返還事由の発生後 1 ヶ月以内に一括払いにより返還していただきます。



お医者さんの人生も、 おだいじに。